

【表紙】

| | |
|---|--|
| 【公表書類】 | 訂正特定証券情報 |
| 【公表日】 | 2025年1月24日 |
| 【発行者の名称】 | 株式会社N P T |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役兼執行役員CEO 原 健一郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都江東区有明三丁目5番7号 |
| 【電話番号】 | 03-6455-7150 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役兼執行役員CFO 大貫 篤志 |
| 【担当 J-A d v i s e r の名称】 | アイザワ証券株式会社 |
| 【担当 J-A d v i s e r の代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 藍澤 卓弥 |
| 【担当 J-A d v i s e r の本店の所在の場所】 | 東京都港区東新橋一丁目9番1号 |
| 【担当 J-A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 | https://www.aizawa.co.jp/company/gyoumu/index.html |
| 【電話番号】 | 03-6852-7726 |
| 【有価証券の種類】 | 普通株式 |
| 【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】 | 発行価額の総額 株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘 311,280,000円 以内 (注)発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、訂正特定証券情報提出時における見込額であります。 |
| 【取引所金融商品市場等に関する事項】 | 当社は、当社普通株式を2025年1月30日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は上場に際しては、「第一部【証券情報】」の「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」に記載の特定投資家向け取得勧誘を行う予定です。 なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号 該当事項はありません。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 株式会社N P T |
| 【公表されるホームページのアドレス】 | https://www.neopt.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ |

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

1 【訂正特定証券情報の公表理由】

2024年12月19日付で公表いたしました特定証券情報並びに2025年1月20日付で公表いたしました訂正特定証券情報の記載事項のうち、「第一部【証券情報】」の株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘における発行数の訂正及びこれらに関連する事項を訂正するため、並びに「第二部【企業情報】第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」の記載内容の一部誤りを訂正するため、訂正特定証券情報を公表するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 【証券情報】

第1 【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1 【新規発行株式】

2 【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の方法】

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行等による手取金の額】

(2) 【新規発行等の理由及び手取金の使途】

第二部 【企業情報】

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示しております。

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1【新規発行株式】

＜訂正前＞

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行数 | 内容 |
|-----------------------|-------------------------------|--|
| 普通株式 | <u>1,000,000</u> 株以内 (注) 2 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。 |

(注) 1. 2024年12月19日開催の取締役会決議によっております。

- 発行数については当該発行数を上限とし、実際に2025年1月21日から2025年1月23日までの予定する普通株式の申込期間において、申込のあった株式数が発行されます。
- 当社は2024年12月10日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

＜訂正後＞

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行数 | 内容 |
|-----------------------|-----------------------------|--|
| 普通株式 | <u>259,400</u> 株以内 (注) 2 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。 |

(注) 1. 2024年12月19日開催の取締役会決議によっております。

- 発行数については当該発行数を上限とし、実際に2025年1月21日から2025年1月23日までの普通株式の申込期間において、申込のあった株式数であります。
- 当社は2024年12月10日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

(1)【特定投資家向け取得勧誘の方法】

＜訂正前＞

2025年1月20日決定された発行価格（1,200円）にて、特定投資家向け取得勧誘（以下「本取得勧誘」という。）を行います。

| 形態 | 発行数（株） | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|--------------------------|------------------|----------------------|--------------------|
| 株主割当による 特定投資家向け取得勧誘 | — | — | — |
| 株主割当によらない 特定投資家向け取得勧誘 | <u>1,000,000</u> | <u>1,200,000,000</u> | <u>600,000,000</u> |
| 計（総発行株式） | <u>1,000,000</u> | <u>1,200,000,000</u> | <u>600,000,000</u> |

(注) 1. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は600,000,000円と決定いたしました。

3. 上記の各金額はブックビルディング方式に準拠し、決定した発行価格（1,200円）に基づき算定した金額です。

＜訂正後＞

2025年1月20日決定された発行価格（1,200円）にて、特定投資家向け取得勧誘（以下「本取得勧誘」という。）を行います。

| 形態 | 発行数（株） | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|--------------------------|----------------|--------------------|--------------------|
| 株主割当による 特定投資家向け取得勧誘 | — | — | — |
| 株主割当によらない 特定投資家向け取得勧誘 | <u>259,400</u> | <u>311,280,000</u> | <u>155,640,000</u> |
| 計（総発行株式） | <u>259,400</u> | <u>311,280,000</u> | <u>155,640,000</u> |

(注) 1. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

2. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は155,640,000円と決定いたしました。

3. 上記の各金額はブックビルディング方式に準拠し、決定した発行価格（1,200円）に基づき算定した金額です。

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行等による手取金の額】

＜訂正前＞

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|----------------------|--------------------|----------------------|
| <u>1,200,000,000</u> | <u>200,000,000</u> | <u>1,000,000,000</u> |

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格（1,200円）の総額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 株式の引受けは実施しないことから引受手数料は支払わないとため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

＜訂正後＞

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|--------------------|-------------------|--------------------|
| <u>311,280,000</u> | <u>31,000,000</u> | <u>280,280,000</u> |

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格（1,200円）の総額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 株式の引受けは実施しないことから引受手数料は支払わないとため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【新規発行等の理由及び手取金の使途】

＜訂正前＞

新規発行等の手取金である差引手取概算額1,000,000千円は、免疫細胞治療の治験費用、再生医療等製品の製造販売の承認を受けるための費用及びその期間における人件費、固定費に充当する予定であります。

手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりです。

(単位：千円)

| 項目 | 予定金額 | 支払予定 |
|--|----------------|---------------------|
| 免疫細胞治療の治験費用及び当該期間の人件費・固定費 | <u>300,000</u> | 2025年10月期～2027年10月期 |
| 再生医療等製品の製造販売の承認を受けるための費用及び当該期間の人件費・固定費 | <u>700,000</u> | 2026年10月期～2028年10月期 |

<訂正後>

新規発行等の手取金である差引手取概算額280,280千円は、免疫細胞治療の治験費用、再生医療等製品の製造販売の承認を受けるための費用及びその期間における人件費、固定費に充当する予定であります。

手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりです。

(単位：千円)

| 項目 | 予定金額 | 支払予定 |
|---------------------------|----------------|---------------------|
| 免疫細胞治療の治験費用及び当該期間の人件費・固定費 | <u>280,280</u> | 2025年10月期～2027年10月期 |

第二部【企業情報】

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

<訂正前>

第1回新株予約権（2021年8月2日臨時株主総会決議）

| 区分 | 最近事業年度末現在 (2023年10月31日) | 公表日の前月末現在 (2024年11月30日) |
|--|----------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数（個） | <u>660,000</u> | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 660,000（注）1 | 660,000（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 750（注）2 | 750（注）2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2023年8月2日～ 2036年7月31日 (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 750 資本組入額 375 | 発行価格 750 資本組入額 375 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(略)

<訂正後>

第1回新株予約権（2021年8月2日臨時株主総会決議）

| 区分 | 最近事業年度末現在 (2023年10月31日) | 公表日の前月末現在 (2024年11月30日) |
|--|----------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 330 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 660,000（注）1 | 660,000（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 750（注）2 | 750（注）2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2023年8月2日～ 2036年7月31日 (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 750 資本組入額 375 | 発行価格 750 資本組入額 375 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(略)